

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)		
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	331,348 千円	
(歳出)		
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,299,828 千円	

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	618,785	413,754			49,270	155,761
	重度心身障害者等医療費支給事業費	99,186	40,152		899	13,970	44,165
	後期高齢者医療事業費	454,390	74,109			91,383	288,898
	子育て支援医療費支給事業	117,061	30,750			20,741	65,570
	児童手当支給費	342,479	299,544			10,317	32,618
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	17,126	7,751			2,253	7,122
社会保険	介護保険事業（繰出金）	438,130	20,897			100,264	316,970
保健衛生	母子保健事業	18,537	2,623			3,824	12,090
	保健事業	72,692	2,087		2,334	16,406	51,865
	予防接種費	121,442	5,544		20,518	22,920	72,460
合 計		2,299,828	897,211	0	23,751	331,348	1,047,518

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。